

茨城県庁舎 11 階アトリウムのセミナーゾーン及びコワーキングゾーン利用規約

(設置)

第1条 本県における産業の支援等、ビジネスへの支援を推進するため、茨城県庁舎 11 階アトリウムに、セミナーゾーン及びコワーキングゾーン（以下、「当施設」という。）を設置する。

- 2 当施設は、次の各号に掲げる用途に沿った利用とする。
- (1) 民間企業等の会議やセミナー等の開催。
 - (2) 個人又は複数人でのサテライトワーク、モバイルワークの実施。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、設置目的に沿ったもの。

(利用時間及び休日)

第2条 当施設の利用時間は、午前9時から午後6時までとする。

- 2 当施設の休日は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条各項に定める休日
 - (2) 12月29日から翌年1月3日までの日
- 3 前2項の規定にかかわらず、管財課長が特に必要があると認めるときは、利用日時を変更することができる。

(利用料金)

第3条 利用料金は、下表のとおりとする。

セミナーゾーン	コワーキングゾーン
2,000 円/1 日あたり	200 円/1 日 1 席あたり

ただし、コワーキングゾーン内のボックス席（4人掛）については、2名以上で利用するものとし、利用人数分の料金とする。

- 2 前項の利用料金は、当分の間（令和4年12月末まで）、無料とする。ただし、同一の申請者につき5日までとする。
- 3 既に納付した利用料金は返還しない。ただし、利用者（第4条の許可を受けた者をいう。以下同じ。）の責めに帰することができない理由により当施設を利用することができなくなったときは、この限りでない。
- 4 利用料は、電子納付(Pay-easy 納付)により納付する方法(インターネットバンキング)又はクレジットカードにより納付する方法のいずれかにより納付するものとする。

(申請手続)

第4条 当施設を利用するに当たっては、管財課長に申請し、許可を受けなければならない。

- 2 前項の申請にあつては、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 申請は、原則として、「いばらき電子申請・届出サービス」の画面に入力することにより行うものとする。
 - (2) 申請は、利用場所に依じて、下表のとおり行うものとする。

	申請できる利用日時	申請日
セミナーゾーンを利用する場合	申請日から3月以内の日時とする。	利用日の前日までに、申請をするものとする。 ただし、利用日の前日が第2条第2項の休日に該当するときは、その前日までに申請をするものとする。
コワーキングゾーンを利用する場合	申請日から3週間以内の日時とする。	原則として利用日の前日までに、申請をするものとする。 ただし、管財課長が特に認めたときは、利用日に申請をすることができる。

(当施設の利用の許可)

第5条 管財課長は当施設の利用の許可について、申請者に通知する。許可に条件を付したときも同様とする。

2 利用者の利用は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 利用日時は、管財課長が許可した期間限りとする。

(2) 管財課長が許可に条件を付したときは、その条件に従わなければならない。

3 利用者は、当該利用する権利を第三者に貸与及び譲渡することはできない。

(許可の取り消し等)

第6条 管財課長は、利用者がこの規約又は許可の条件に違反して当施設を利用したとき、その他利用者に当施設を利用させることが不相当であると認めるときは、ただちに利用の許可を取り消し、又は許可の一部を変更することができる。

2 管財課長は、業務の都合により必要であるときは、利用の許可を取り消し、又は許可の一部を変更することができる。

(禁止事項)

第7条 利用者に対して、次の各号に掲げる行為を禁止する。

(1) 利用目的と異なる目的での利用

(2) 利用時間を過ぎての利用

(3) 当施設内における政治活動・宗教活動

(4) 暴力団その他反社会的な活動を目的とする個人・団体等による利用

(5) 危険物の持ち込み

(6) 法令により許可・認可・届出その他資格等が必要な利用にも関わらず、それらを有さずに行う利用

(7) 法令において禁止されている活動を目的とした利用

(8) 他の利用者に対する迷惑行為、他の利用者の利用を妨げる行為、他の利用者の損害につながる行為

(9) 管財課長の許可を得ずにおこなう営業行為、販売行為、勧誘行為、募金行為

(10) 管財課長の許可を得ずにチラシその他広告物を配布し、又は設置する行為

(11) 公序良俗に反する利用

(12) 音、振動、臭気等を発し、迷惑を及ぼす可能性のある物品の持ち込み及び行為

(13) 当施設以外の場所を占有すること、当施設以外の場所に物品を置くこと

(14) 当施設の備品その他の設備の構造の改造又は変更をすること

(15) 当施設の備品その他の設備を茨城県庁舎 11 階アトリウムの外に持ち出すこと

(16) その他、管財課長が不相当と判断する行為を行うこと

(規約違反に係る責任)

第8条 利用者がこの規約に違反したことにより発生した事故等については、その利用者が一切の責任を負うものとし、県は責任を負わない。

(その他)

第9条 その他、利用にあたっては、上記に掲げるもののほか、茨城県庁舎等管理規則（昭和 36 年茨城県規則第 74 号）の規定に従わなければならない。

2 当規約は予告なく改定する場合がある。

(令和 4 年 9 月 15 日 制定)

(令和 4 年 12 月 14 日 改正)